

山川区との行政懇談会		
日 時	平成 29 年 4 月 5 日（水） 午後 8 時～9 時	
場 所	山川集落センター	
参加人数	31 名（男 30 名、女 1 名）	

【町長あいさつ】

みなさんこんばんは。本日は行政懇談会にお越しいただきありがとうございます。行政懇談会の場は、地域のみなさまと膝を交えて地域の状況について意見交換を行う良い機会だと考えております。以前は河川の悪臭問題について山川区民にはご心配をおかけしておりました。それも地域のみなさまの協力を得ながら河川改修を行ない改善できたと思っております。また、山川区では交流の場、健康づくりの場として日頃から体育センターが活用されている状況があります。積極的な利活用感謝いたします。本日は、いろいろな角度から意見交換ができたかと考えております。よろしくお願いします。

【区長あいさつ】

ようこそ山川へ。お越しいただきありがとうございます。山川では平成 22 年以降久しぶりの開催となっております。行政懇談会を開催するにあたり、区民だよりを通して広く区民に意見等を募集したところ本日の事前質問にある山川体育センターの件が意見としてあがりました。本施設は区民のいこいの場として活用されています。本日はよろしくお願いします。

【質問及び提案】

○山川体育センターの再整備について

Q) 山川体育センターは当初雇用促進事業団委託「南風原町勤労者体育センター」の名称で昭和 61 年 1 月 30 日めでたく竣工しました。その施設の完成により山川区民を始め近隣住民の健康づくりの場として今日まで果たした役割は多大なものがあります。しかし、竣工から 30 年を経過し、老朽化によりたくさんの歪みが発生しています。安全管理上も問題点が多々発生しておりますので「再整備が必要である」ということで山川区民の要望として申請します。

（体育センターの利用状況や整備必要箇所について区長による説明）

A) 山川体育センターについては、少年野球、南山会など多くの山川区民に利用されていると認識しております。町では実施計画という直近3年間の事業計画があります。平成28年度版の実施計画（平成30年度～平成32年度）において山川体育センターの土盤入替等の改修工事や施設の改築等の計画はありません。今後も引き続き修繕費や原材料費で対応していきたいと考えております。

Q) 体育センター管理棟屋根瓦についてですが、飛んで（人に）あたったら大変だと思います。早急に対応して欲しいのですがどうなりますか。

A) 日頃から山川区民の皆さんには体育センターの維持管理についてご協力いただきありがとうございます。体育センター管理棟の屋根瓦については危険であると区長さんから意見をいただいております。それについては、危険なものですので、どのような対応が効果的かを検討し対応していきたいと考えております。

Q) 瓦を剥いたらどうですか？

A) 瓦を剥ぐことがいいか、ネットをかぶせる方がいいか等今後、区長や区民のみなさまと協議し対応策について進めていきたいと思っております。今後体育センターについては大規模な整備計画はありません。これまで同様区長や区民の皆様と一緒に維持管理に努めてより良い体育センターの維持を図りたいと思っております。

○南風原町の位置づけ・南風原町の農業について

Q) 山川という位置づけはどういう位置づけなのか。農村地域としての位置づけなのか。南風原町全体はどういう位置づけなのかということをお答えいただきたいと思っております。同時に私は農業の世界に片足を入れている身であります。そのため沖縄全域を訪ねています。それぞれの地域で我が地域はこういう地域だという自負があります。先だっては石垣に行きました。結構まじめな農家がいっぱい集まっていただきました。その中でどういう農業をしようかと問いかけたところ、科学肥料の時代は終わりなんだという言い回しがありました。さて我が町南風原町は、どういう農業、従来通りの農業を推進していく考えなのか、農業の形その物を変えようという気があるのか。その辺りについてお尋ねしたい。また、農業には水が一番大事であるということはどうなたも理解していると思っておりますが、そのかんがい用水を限りなく人間が飲める水にして作物達にあたえるという考え方はどうかと思っておりますが、できればその辺についてお答えいただければと思っております。

A) 南風原町の位置づけについてですが、南風原町は農村地域でありました。しかしながら、近年においては那覇空港自動車道等の道路整備が充実した事

による都市化も進んでおります。農村地域を残しながらさらに都市化に負けないような環境を作っていくといけないと思っております。南風原町は今、農村と都市の狭間の地域ではないかと感じております。そういう狭間であるがゆえに農業においても収穫面積が小さい露地のような場所でも収入が得られるような特産品づくりが大事だと思っております。さらに、住む場所は南風原町、しかしながら土地を持っているのは近隣の市町のため、通い農業の方々もいらっしゃいます。そういった方々との調和を保つことも必要ではないかという思いもあります。

また、南風原町の方針としては、土地改良された農振地域を基本的に残しながら、住宅が密集した地域においては用途の見直しを図るという方針をもっております。

南風原町の農業も今後は大きく変貌したものになっていくのだと感じております。

Q) 現代農業から有機農業に変わる意思があるかどうか教えてください。

A) 有機農業への変換についてですけれども、南風原町ではいろいろな肥料の助成、緑肥の助成もあります。こういう補助を活用していただければいいのかと思います。多いに活用していただければと思います。

Q) 全国で県として有機農業を推進しているのは岡山が筆頭です。近くでは宮崎県の綾町というところは町全体が有機農家です。県道2号線沿いに全部バスが止まるくらい。そこの集会所で全部買っていく。全国の前例のような事を南風原町がやる気があるのかなのか。有機の農業を推進して欲しい。それと同時にやるとするのであれば、南風原町の栽培マニュアルを作る気があるかどうか。ぜひその辺をご検討いただければありがたいです。

A) これにつきましては、今後勉強させていただきたいと思えます。町だけではなく農業改良普及所も含めてどういう方向でできるのかも含めて、農家のみなさんの声も聞きながら勉強させていただければと思います。

○地域の方言の伝承について

Q) 南風原町の文化的位置づけをどういう形でどうするか。たとえば我が山川区の区長は、きわめて方言の使い方がものすごく上手です。方言文化をもう一回お互い考え直して地域の方言でもって表現するということができるかできないか。そういう意識改革をどういうふうにお考えなのか。それも一つの質問になると思うのですが。まず言語の位置づけをしっかりと捉えていただいてどういう形で山川の言葉を残すか残さないか、津嘉山の言葉を残すか残さないか。回答をお願いします。

A) 町長

地域の特徴を活かすためにも地域の方言を伝えることはいいことだと思います。方言の話方によってこの人は山川の人、津嘉山の人だなということが分かります。出身地域によって特徴があるからです。しかし、このような地域の方言というのは残したくても消えていくのかなと感じております。昔は同じ地域同士での結婚が多かったため地域独特の言葉使いも伝えられていたものが、今ではいろいろな地域、県の人同士との結婚が多くなり、親から子へ伝えることができなくなっているからです。「首里言葉（しゅりくうとうば）」は「うちな一ぐち」の共通語だと私は思っております。首里言葉は残るかもしれないが、地域毎で異なる方言は残したいが現実的に厳しいのではないかと思います。しかし、地域の伝統芸能は先輩から継承され残っています。地域の独特な言葉は残すのは難しいですが、地域独自の伝統芸能は残していける取り組みを進めていきたいと思っております。伝統芸能を継承することが地域愛・地域を思う気持ちになるものだと思っております。

A) 教育長

言葉は文化というぐらいですからやはりうちな一ぐちは大事にしなければいけないと考えております。今現在学校の方では、道徳が教科になったり、英語も小学校で導入されたりと、カリキュラムの面で子ども達が非常に目一杯時間をやりくりしながら勉強しています。そのため、なかなかうちな一ぐちを学校の授業で行うというのは現実的には厳しい面がございます。そういうことで学校では総合学習の時間、あるいはクラブ活動の中でうちな一ぐちを勉強したり、エイサー等の伝統文化・伝統芸能を通してうちな一ぐちを習ったりしています。その時には先生方ではなかなか対応できないため地域の老人クラブの先輩方に学習支援ボランティアという形でお願いをしている状況です。

一方生涯学習文化課の方では年一回うちな一ぐち大会というのを開催しています。この時に小中学生以外の大人の方にもうちな一ぐち大会にでていただきたいとお願いしています。また、生涯学習という観点から申しますと先程町長のお話しにもありましたように与那覇から神里まで南風原町内でも方言は同じではない部分があります。それぞれの地域の良さが、独特のいいまわしが地域ごとに違ったアクセントがあります。できるのであれば地域でも、山川だったら「やまがわむにー」が残るような活動を地域として行っていたらなと思っております。いずれにしても文化は残していくというのが基本ですので教育委員会としてもできるかぎり、学校は学校でできる範囲で行っていきます。また後は、公民館活動を中心にうちな一ぐちを残していくという活動はやっていきたいと思っておりますので、どうぞみなさん方のご協

力をよろしくをお願いします。

Q) 私たちの区長は山川地域の言葉（やまがわむにー）を使わせたらとても専門です。一回方言で町長、教育長にひと言ふた言お願いしたいです。

A) 教育長

私も産まれも育ちも宮平ですから本当は宮平地域の言葉（なーでえーらーむにー）ができるはずですが、私が挨拶で使う方言はどうも宮平の言葉ではなく首里言葉のようです。本来でしたら残していきたいところですが、なかなかできない状況です。ですから先輩方はぜひ地域の子も達に機会を作って伝えていただければと思います。

A) 町長

津嘉山地域の言葉。津嘉山でも異なっているのは、津嘉山の南星中学校側と豊見城側と言葉が異なっています。同じ年齢でも異なっています。私も津嘉山地域の言葉を忘れてしまっております。申し訳ないなと思っております。しかし、地域の言葉を伝えることは行政だけ、学校だけで行うことではないと思います。親も子や孫に方言で話をして伝えるべきではないのでしょうか。家庭での取り組みも大事だと思います。行政と学校にうちなーぐちを残そう残そうと言う前に、自分の家庭ではどうなっているのか、自分の家庭では子や孫にうちなーぐちを伝えているのか。原点から各家庭からの見直しも大事なかなと思います。

A) 区長

先程区民の方から区長は山川言葉が上手と話しがありました。山川の農業祭で私は全て山川地域の言葉で話しているからでしょうね。うちなーぐちは大切です。子や孫に方言を教えるためには、親が使わなければ子ども達は覚えていかない。おじー、おばーが伝えていくことが大事だと思います。

○道路の整備について

Q) 私の家の前から南部商業前までの農道がありますが、そこは東風平地番なんです。そのため、何十年も舗装されずに、畑も三分の一くらいは雑草地になっています。私も農業をやっていたんですが、少しでも雨が降ったら1週間くらい入れないんですよ。地番は東風平で地主はほぼ山川の方なんですけれども、石粉でもいいので整備してもらえないでしょうか。八重瀬町役場にも行ったんですが、なかなか調整ができなくて。地主が南風原町の人だから町でも整備できないかなと思うのですが、意見を聞かせてください。

A) 今のご質問の箇所は、県道48号線と町道126号線が接している先の方だと思います。寛諄議員が去年の12月定例議会で一般質問を行った件かと思います。ご質問の場所が、地番的に八重瀬町ということもあって道路の位

置づけも町道でもなく、町の農道でもないということで、町がどういう方向での対応ができるのか検討しましたが、区域外ということと、管理道路ではないため町では厳しいという結果です。山川の区長さんからも3月6日に道路整備に向けて一緒に八重瀬町に要請に行きたいという申し出がありました。今後、日程調整をして八重瀬町に行きたいと思っております。ご理解をお願いします。

要望) 山川のせせらぎ公園の方からわたんじゃ一橋の向こうの方。507号線に向けての行き止まりの道もございますが、向こうの部分も一部は南風原町、わたんじゃ一橋の方が八重瀬町になっております。その奥の方は南風原の土地となっておりますが、そこも側溝等の整備がなされていなくて、八重瀬町と南風原町の堺ということで整備が行き届いていないようなのであわせて側溝の整備と、ヒューム管が割れていたり、凹んでいるところもありますので検討をお願いします。

○農業の補助事業（町の負担金）について

Q) 南風原町山川地域といいますと農業が一番盛んな地域だと思います。若い生産農家が増えているのは山川でございます。それはやっぱり、町からの補助事業、ハウスの事業がいろいろあるからだと思います。国、県、町の補助を受けましてゴーヤー、スターフルーツ、一昨年はきゅうりの事業を行っております。今年度も事業が計画されておりますが、聞くところによると、これまで国県が75%、町が5%の負担。全体で80%の補助で行っていた事業が、平成29年度の事業としては町の負担5%について出すか出さないかまだ決定していないということですが、その事についてお答え願います。

A) 国・県補助が75%、南風原町が5%を足して80%ということで従来は行っておりました。しかし、平成29年度においては、財政が非常に厳しいということで、これまで負担していた5%の町補助はできません。その事について農家の方にも国・県の補助だけでいいかの確認を行ない事業計画を行っております。

○新しい農業委員の選び方について

Q) 昨日区長会がありました。その中で新しい農業委員の選び方について説明がありましたが、できるだけたくさんの方が理解した方がいいと思いますので説明をお願いします。

A) 農業委員会に関する法律改正等がありました。これまでの農業委員については公職選挙法の選挙で選ばれておりましたが法律の改正に伴って町長の任命制となりました。そのため、今現在16名いる農業委員が9月いっぱい

任期が終了する際に新たな方法による選び方になります。また、農業委員と一緒に地域で耕作放棄地を解消してもらうための農地利用最適化推進委員という新たな委員ができます。農地利用最適化推進委員が5名、農業委員が11名ということで募集を行っております。募集期間は4月10日から5月9日の一ヶ月間です。この事については、町の広報誌に掲載されておりますのでご覧ください。個人・団体からの推薦、本人からの応募、というふうな形になっております。その後、町の方で適正な人材が審査を行って、町長の方で任命してもらうという方法になります。適任者がいらっしゃいましたら、ぜひとも字から推薦していただきたいと思います。よろしくお願いします。

Q) 推薦するときの基準というのか、どういう人を推薦するのか。誰でも推薦していいのか。説明をお願いします。

A) 農業委員については認定農業者、そういう方がいなければ、それに準ずる方でも可能です。ぜひとも推薦の方をお願いします。